

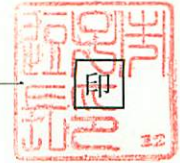


情報一部公開決定原処分の取消し及び情報一部公開決定通知書

23 逗 0401 発第 3150001 号
平成 23 年 11 月 11 日

岩室 年治 様

逗子市長 平井 竜一



2011 年（平成 23 年）8 月 9 日に公開請求のありました次の情報については、2011 年（平成 23 年）9 月 7 日付けで一部公開決定しましたが、情報公開審査委員の勧告〔勧告書 逗情審発第 6 号 2011 年（平成 23 年）10 月 21 日付け〕に基づき、原処分を取消すとともに、改めて次のとおり一部公開決定します。

なお、この処分に対しては、次のとおり異議申立て及び訴えの提起をすることができます。

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に逗子市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に逗子市を被告として提起しなければならないこととされています。なお、この場合であっても決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

請求に係る 情報の内容	平成 23 年 5 月 13 日に非常勤職員の業務上横領の被害届提出に至る顛末がわかるすべての資料
閲覧等の日時 及び場所	午前 午前 平成 23 年 11 月 14 日 11 時から 時までの間に、 午後 午後 (市政情報広場) にお越しください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当までご連絡ください。
公開することが できない部分の 概要及び理由	(公開することができない部分の概要) 逗子市情報公開条例第 条第 項第 号 に該当 (理由) 別紙のとおり
※期間経過後の 公開のお知らせ	以後であれば、請求に係る情報の一部を公開 することができますので、改めて公開の請求をしてください。
事務担当	市民協働部 生活安全課 生活安全係 電話番号 046-873-1111 内線 278

備考 1 情報の閲覧等の際は、この通知書を係員に提示してください。

2 情報の公開により得た情報は、逗子市情報公開条例第 14 条の規定により適正に用いることと
なっています。

※印の欄は、請求に係る情報を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することが
できるときに記入してあります。

別紙

公開することができない部分の概要及び理由

NO.	公開することができない部分の概要	該当条文	理由
1	移動自転車等保管台帳 平成 19 年度、20 年度 防犯登録番号又は車両番号、氏名、住所、電話部分 A 4 サイズ 235 枚 (19 年度台帳) A 4 サイズ 212 枚 (20 年度台帳)	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報	特定の個人が識別されるため
2	放置自転車の所有者について P 4～6 の防犯番号と車両番号	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報	特定の個人が識別されるため
3	自転車等引取通知書について P 3～5 の防犯番号と車両番号、回答事項 (住所、氏名)	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報 第 5 条第 2 項第 3 号イ 警察における協力 関係維持情報	特定の個人が識別されるため 警察との間における照会、回答等に基づいて取得した情報であって公開することにより協力関係を著しく損なう。
4	保管期間の経過した自転車の処分について P 3 の防犯登録番号又は車両番号 P 5～6 の防犯番号と車両番号	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報	特定の個人が識別されるため
5	焼却処分依頼書 P 3～4 の防犯番号と車両番号	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報	特定の個人が識別されるため
6	自転車保管場所に係る業務等の確認について (報告書①～③) 個人名、勤務先、自転車防犯登録番号、住所 報告書② 2～10 報告書③の添付書類 A 4 サイズ 5 枚	第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報 第 5 条第 2 項第 3 号イ 警察における協力 関係維持情報	特定の個人が識別されるため 警察との捜査に関する照会、協議等に基づいて作成した報告であって公開することにより協力関係を著しく損なう。
7	捜査関係事項照会書	第 5 条第 2 項第 4 号 法令秘情報	刑事訴訟法第 47 条に基づき、訴訟に関する書類は、公判の開廷前に公開することを禁止しているため。 刑事訴訟法第 53 条の 2 に基づ

		第5条第2項第3号イ 警察における協力 関係維持情報	き、訴訟に関する書類として情報公開法の規定は適用しない。 警察との捜査に関する照会、協議等に基づいて取得した情報であって公開することにより協力関係を著しく損なう。
8	自転車保管場所に係る業務等の確認について（報告書④～⑦） 個人名、勤務先、自転車防犯登録番号、住所、写真 報告書④P1 15～19行目 P2 1、2行目 報告書⑤P2 19行目 報告書⑥17、18行目 報告書⑦12～14行目 添付資料A 4サイズ2枚	第5条第2項第1号 個人情報 第5条第2項第3号イ 警察における協力 関係維持情報	特定の個人が識別されるため 警察との捜査に関する照会、協議等に基づいて作成した報告であって公開することにより協力関係を著しく損なう。
9	捜査関係事項照会書の収受について 捜査関係事項照会書	第5条第2項第1号 個人情報 第5条第2項第4号 法令秘情報 第5条第2項第3号イ 警察における協力 関係維持情報	特定の個人が識別されるため 刑事訴訟法第47条に基づき、訴訟に関する書類は、公判の開廷前に公開することを禁止しているため。 刑事訴訟法第53条の2に基づき、訴訟に関する書類として情報公開法の規定は適用しない。 警察との捜査に関する照会等に基づいて取得した情報であって公開することにより協力関係を著しく損なう。
10	被害届の提出について P3の被害届中 「被害の模様」欄 「被害品、被疑者の住所、氏名」欄	第5条第2項第1号 個人情報	特定の個人が識別されるため

1 1	<p>捜査関係事項照会書の回答について P 3 捜査関係事項照会書の照会事項に係る提出書類 A 4 サイズ 53 枚</p>	<p>第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報</p> <p>第 5 条第 2 項第 4 号 法令秘情報</p> <p>第 5 条第 2 項第 3 号イ 警察における協力 関係維持情報</p>	<p>刑事訴訟法第 47 条に基づき、訴訟に関する書類は、公判の開廷前に公開することを禁止しているため。</p> <p>刑事訴訟法第 53 条の 2 に基づき、訴訟に関する書類として情報公開法の規定は適用しない。</p> <p>警察との捜査に関する照会等に基づいて作成した報告であって公開することにより協力関係を著しく損なう。</p>
1 2	<p>自転車保管場所業務内容等の確認について（報告書⑧～⑨） 個人名</p>	<p>第 5 条第 2 項第 1 号 個人情報</p> <p>第 5 条第 2 項第 3 号イ 警察における協力 関係維持情報</p>	<p>特定の個人が識別されるため</p> <p>警察の捜査に関する照会、協議等に基づいて作成した報告であって公開することにより協力関係を著しく損なう。</p>